

知っておるかな？

動物の遺棄や虐待は

犯罪じゃよ。

- 愛護動物を捨てたり虐待した場合

100万円以下の罰金

- 愛護動物を殺傷した場合

2年以下の懲役または200万円以下の罰金

(動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1~3項)



動物の事件簿

§1 動物遺棄

事件簿
01

子猫を段ボール箱に入れて遺棄

駐車場に子猫4匹を段ボール箱に入れて置き去りにした男に罰金10万円。(2002.千葉県)

事件簿
02

猫を置き去りにして転居

借家で猫22匹を飼い、悪臭のため明け渡しを求められた女が、猫を置き去りにしたまま転居し、衰弱死させたとして罰金20万円。(2006.岡山県)

§2 飼育放棄

事件簿
03

犬にエサを与えず栄養失調

飼っていた犬4匹に十分なエサや水を与えず栄養失調にした男に罰金3万円。(1998年.北海道)

事件簿
04

自宅に帰らず猫が衰弱死

3か月以上自宅にほとんど帰らず、飼い猫9匹を衰弱死させたとして、飲食店経営の母娘を警察が書類送検。(2007年.愛媛県)

§3 動物殺傷

事件簿
05

トラバサミで猫を捕獲

トラバサミを仕掛け、近所の飼い猫や餌付いた野良猫を次々と捕獲し、肢を切断するなどしていた男に罰金5万円。(1988年.神奈川県) ※トラバサミは2007年の鳥獣保護法改正により、狩猟使用が禁止された。

事件簿
06

犬のふん放置に怒って毒エサ

散歩する犬のふん放置に腹を立て、殺虫剤を混ぜたエサを置き、散歩中の犬を毒殺した男に器物損壊罪で懲役1年4か月(執行猶予3年)。(2001年.神奈川県)

事件簿
07

猫をだまし取って虐待

動物愛護ボランティアから「一生かわいがる」などとだまして譲り受けた猫5匹を殺傷した男に動物愛護管理法違反と詐欺罪で懲役3年(執行猶予5年)。(2012年.神奈川県)

事件簿
08

虐待の様子をインターネットで公開

箱わなを使って捕えた猫を生きたままガスバーナーで焼くなどして9匹を殺し4匹に重傷を負わせ、その様子をインターネットの動画共有サイトで公開していた男に懲役1年10か月(執行猶予4年)。(2017年.埼玉県)

このチラシに関する
お問合せ先

さいたま市動物愛護ふれあいセンター TEL 048-840-4150 FAX 048-840-4159

所在地 〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1

受付時間 火曜日～土曜日 8:30～17:15

このチラシは42,000枚作成し、1枚当たりの経費は5円です。